

いくみん基金

(生野区区政推進基金)



みなさまからの寄附金が
直接、生野区のまちづくりに活かされます!!

活用例

シティプロモーション (まちのにぎわいに関する事業など)	次世代育成支援 (こども・子育て、教育事業など)	安全安心なまち (福祉・健康・防災事業など)
<p>「居場所」と「持ち場」のあるまち生野へ</p>		

メリット

「ふるさと納税制度」による寄附金控除の対象です。

《控除のイメージ》

控除外	控除額		
適用 下限額 2,000円	所得税の控除額 (ふるさと寄附金額 - 2,000円) × 所得税率	住民税の控除額(基本) (ふるさと寄附金額 - 2,000円) × 市・府民税率(10%)	住民税の控除額(特例分) 所得税額の2割を限度
(例) 年収700万円の扶養家族が配偶者のみ(1名)の給与所得者の方が 3万円を寄附 した場合			
2,000円	控除額	28,000円	

実質負担額は、2,000円

※これはモデルケースです。
詳しくは大阪市なんば市税事務所(個人市民税担当 06-4397-2953)までお問い合わせください。

※法人の皆さまからの寄附も受け付けています。
(寄附金の全額を損金算入できます。詳しくは国税庁へお問合せください。)

申請方法

- ◆ 申込書に必要事項を記入し、生野区役所企画総務課までご連絡ください。
- ◆ 寄附金は、専用の納付書で金融機関(銀行、郵便局等)より振込みいただけます。
- ◆ 寄附していただく金額は、おいくらでも結構です。
- ◆ 市外在住の方で返礼品をご希望の方は、「ふるなび」からのお申込みが可能です。
- ◆ 返礼品のご希望がない方は、クレジットカードでも寄附が可能です。

詳しくは、大阪市HP「大阪市ふるさと寄附金(ふるさと納税)」をご覧ください。

大阪市HP

